

佐久物産振興会規約

改正：平成8年5月27日

改正：平成9年5月13日

改正：平成12年6月6日

改正：平成17年4月1日

改正：平成27年4月23日

(名称)

第1条 本会は、佐久物産振興会という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の発展を図るとともに佐久市の物産振興を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商品の開発、宣伝及び販売経路の開発に関すること。
- (2) 各種イベント参加に関すること。
- (3) 経営及び技術に係る情報の収集、交換に関すること。
- (4) 消費者動向及び市場調査に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会に賛同できるものであって、佐久市内に生産・製造拠点を有する農林水産物の生産者又は加工品若しくは工芸品の製造業者をもって会員とする。

2 会員は、一般会員及び特別会員とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(脱会)

第6条 本会を脱会しようとする会員は、予め本会へ脱会届を提出するものとするが、承認は、その事業年度の最終日とする。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(運営)

第8条 本会の運営は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第9条 会員は、運営会費として年額一般会員 4,000 円、特別会員 25,000 円を一括して納入しなければならない。なお、納入期限はその年度の4月末日とする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 佐久市長、佐久商工会議所会頭、佐久浅間農業協同組合代表
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名以上5名以下
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員 of 責務)

第11条 会長は、本会を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会に付議する事項その他重要な事項を処理する。
- 4 監事は、会計監査を担当する。

(役員 of 選任)

第12条 役員 of 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠 of 就任した役員 of 任期は、前任者 of 残任期間とする。
- 3 役員 of 任期が満了又は辞任により退任した場合に、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会をする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会 of 2種とする。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会及び役員会は、随時必要なときに開催する。
- 4 会議は会長が招集し、その議長となる。
- 5 総会はその会議を会員 of 過半数 of 出席 (委任状も含む。) をもって成立し、議事は出席者 of 過半数 をもって決する。可否同数 of ときは、議長がこれを決する。

(総会議決事項)

第14条 総会においては、次 of 事項を決する。

- (1) 規約 of 制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) その他役員会において必要と認める事項

(役員会の議決事項)

第15条 役員会においては、次の事項を決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他本会の運営に関して必要と認める事項

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(幹事)

第17条 幹事は、佐久市、佐久商工会議所及び佐久浅間農業協同組合のうちから会長が指定する職員が当たるものとし、総会又は役員会に出席し、審議の結果付託された事項について協議のうえ処理する。

(事務局)

第18条 事務局は幹事によって構成し、佐久市商工振興課に置き本会の庶務を処理する。

(補則)

第19条 本規約に定めるほか本会の運営に関し必要な細則は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、平成2年11月20日から施行する。

2 平成2年度に選出された役員任期は、平成4年3月31日までとする。

3 平成2年度会計年度は、第16条の規定にかかわらず本会の設立された月の初日より平成3年3月31日までとする。

附 則 (平成8年5月27日一部改正)

この規約は、平成8年5月27日から施行する。

附 則 (平成9年5月13日一部改正)

この規約は、平成9年5月13日から施行する。

附 則 (平成12年6月6日一部改正)

この規約は、平成12年6月6日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日合併により)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月23日一部改正)

この規約は、平成27年4月23日から施行する。

<参 考>

佐久浅間農業協同組合については、北部営農センター長があたるものとする。